

火葬使用料改定表（新旧対照表）

区 分	単 位	【死亡者判定】 別海町、中標津町、標津町の町民		左記の3町以外の住民	
		改定前	改定後	改定前	改定後
12歳以上の死体	1体につき	12,000円	25,000円	19,200円	100,000円
12歳未満の死体及び死胎	1体につき	9,000円	19,000円	14,400円	76,000円
上肢、下肢等身体の一部、胞衣産 わい物、改葬	1体につき	1,200円	3,000円	1,920円	12,000円